			経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十項の規定により読み替えられた廃止前農林漁業団体等適用事業所（農林漁業団体等適用事業所を除く。）並びに同令第十四条第二項の規定により読み替えられた平成十三年農林漁業団体職員共済組合法附則第十六条第一項の規定により平成十三年農林漁業団体職員共済組合法を改正する法律（平成十三年法律第百二号）附則第十四条及び第十五条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法（以下「廃止前農林共済法」という。）附則第十条第一項の規定により廃止前農林共済法第二十六条の規定による廃止前農林漁業団体職員共済組合法（以下「廃止前農林共済法」という。）第二十六条の規定による廃止前農林共済法（以下「廃止前農林共済法」という。）附則第九条第二項（第三号を除く。）並びに同令第十四条第二項の規定により読み替えられた平成十三年農林漁業団体職員共済組合法附則第十六条第一項の規定により平成十三年農林漁業団体職員共済組合法を改正する法律（平成十三年法律第百二号）附則第十四条及び第十五条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法（以下「改正前農林共済法」という。）附則第十条第一項の規定により廃止前農林共済法第二十六条の規定による廃止前農林漁業団体職員共済組合法（以下「廃止前農林共済法」という。）附則第九条第二項（第三号を除く。）並びに同令第十四条第二項の規定により読み替えられた改正前農林共済法第二十六条の規定による廃止前農林漁業団体職員共済組合法（以下「廃止前農林共済法」という。）附則第九条第二項（第三号を除く。）並びに同令第十四条第二項の規定により読み替えられた廃止前農林共済法第二十六条の規定による廃止前農林漁業団体職員共済組合法（以下「廃止前農林共済法」という。）附則第九条第二項（第三号を除く。）並びに同令第十四条第二項の規定により読み替えられた平成十三年農林漁業団体職員共済組合法附則第十六条第一項の規定により平成十三年農林漁業団体職員共済組合法を改正する法律（平成十三年法律第百二号）附則第十四条及び第十五条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法（以下「改正前農林共済法」という。）附則第十条第一項の規定により廃止前農林共済法第二十六条の規定による廃止前農林漁業団体職員共済組合法（以下「廃止前農林共済法」という。）第二十六条の規定による廃止前農林共済